

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年4月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230425	鈴丸商事運輸 有限会社 (法人番号 1400002012349) 代表者鈴木和三郎	岩手県二戸市堀野 字東側53番地2	本社営業所	岩手県二戸市金田一字 上田面87-2	輸送施設の使用停止(40日車)及び 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和4年9月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3 第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。